

家畜衛生をめぐる情勢

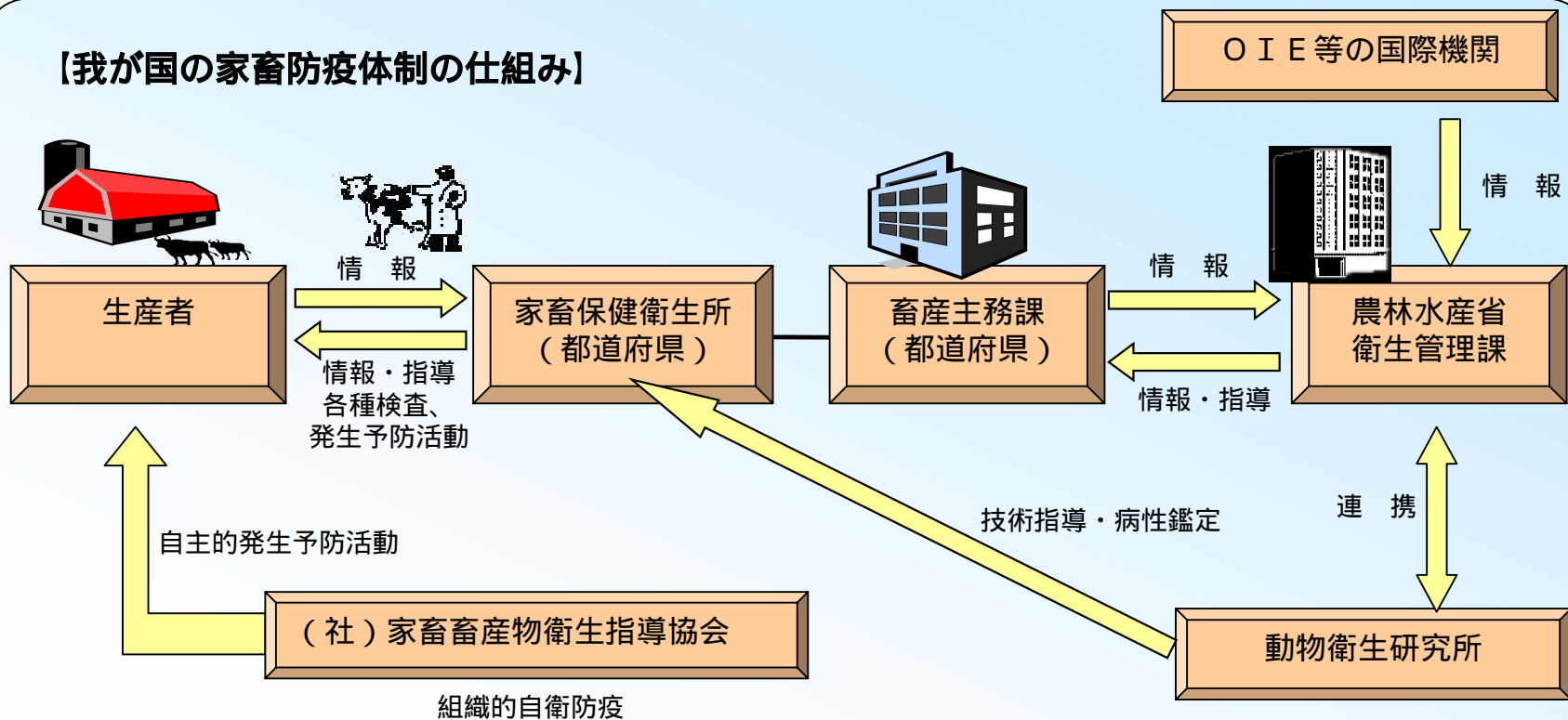
平成16年7月
消費・安全局

1 家畜伝染病予防法の概要

・ 家畜の伝染性疾病(寄生虫病を含む。)の発生を予防し、及びまん延を防止することにより、畜産の振興を図ることを目的としている。

1. 国内における家畜の伝染性疾病の発生を予防するための措置
2. 国内における家畜伝染病のまん延を防止するための措置
3. 家畜の伝染性疾病の侵入等を防止するための輸出入検疫等について規定。

【我が国の家畜防疫体制の仕組み】



2 家畜伝染病の発生状況

- ・平成12年3月に92年ぶりとなる口蹄疫が発生したが、発生以降半年で清浄化を達成。
- ・平成13年9月に牛海綿状脳症(BSE)が確認され、牛肉消費に大きな影響。
- ・平成16年1月に79年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザが発生したが、関係者等の努力で拡散を防止。

【主要な家畜伝染病の発生状況の推移】

(単位:件数)

年(平成)	9	10	11	12	13	14	15	16
口蹄疫(牛)	0	0	0	4 ^{注1}	0	0	0	0
(豚)	0	0	0	0	0	0	0	0
流行性脳炎(豚)	0	3	1	3	2	4	1	2
(馬)	0	0	0	0	0	0	1	0
炭疽(牛)	0	0	0	1	0	0	0	0
結核病(牛)	2	1	21	2	1	1	1	0
ヨーネ病(牛)	214	334	469	390	394	433	436	104
伝達性海綿状脳症(牛)	0	0	0	0	3	2	4	2
(めん羊)	0	0	1	0	1	0	1	0
豚コレラ(豚)	0	0	0	0	0	0	0	0
ニューカッスル病(鶏)	0	1	8	5	9	6	0	0
高病原性鳥インフルエンザ(鶏)	0	0	0	0	0	0	0	5 ^{注2}

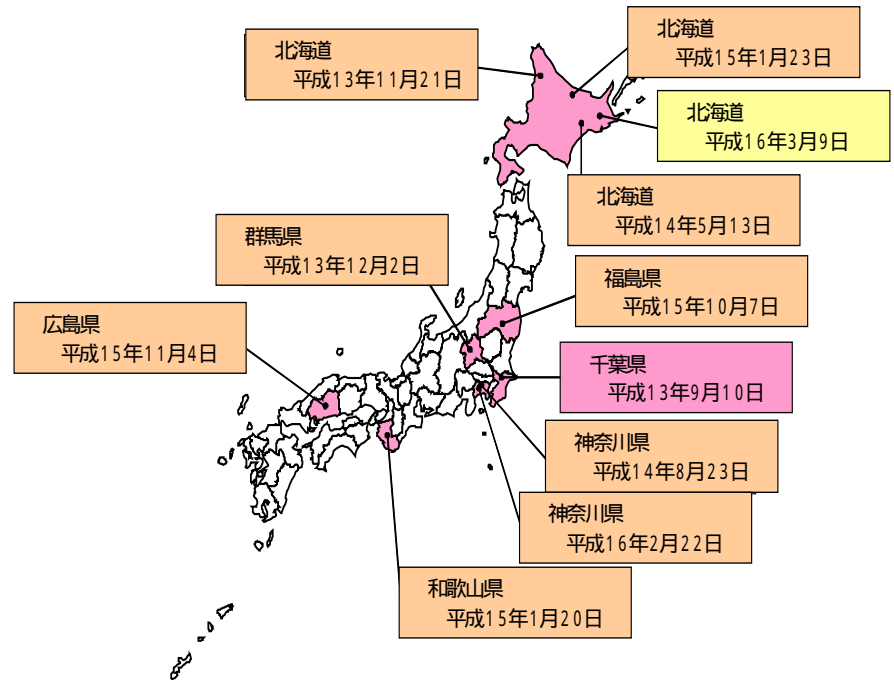
- 注1:宮崎県における疑似患畜の発生も含む。
 注2:兵庫県の食鳥処理場における発生も含む。
 注3:対象家畜は主要家畜について記載。
 注4:16年は4月末現在。

3 我が国におけるBSEの発生状況

- ・ 13年9月に初めてBSEが確認された後、と畜検査で9頭、死亡牛検査で1頭(11例目)の発生を確認。
- ・ 1～7例目、10例目及び11例目の生年月日は、平成7年12月から平成8年4月に集中。
- ・ 8例目は23か月齢、9例目は21か月齢の若齢牛での発見。
- ・ 8例目は厚生労働省の「牛海綿状脳症の検査に係る専門家会議」の結果、非定型的なBSEと判断。

【BSEの発生状況】

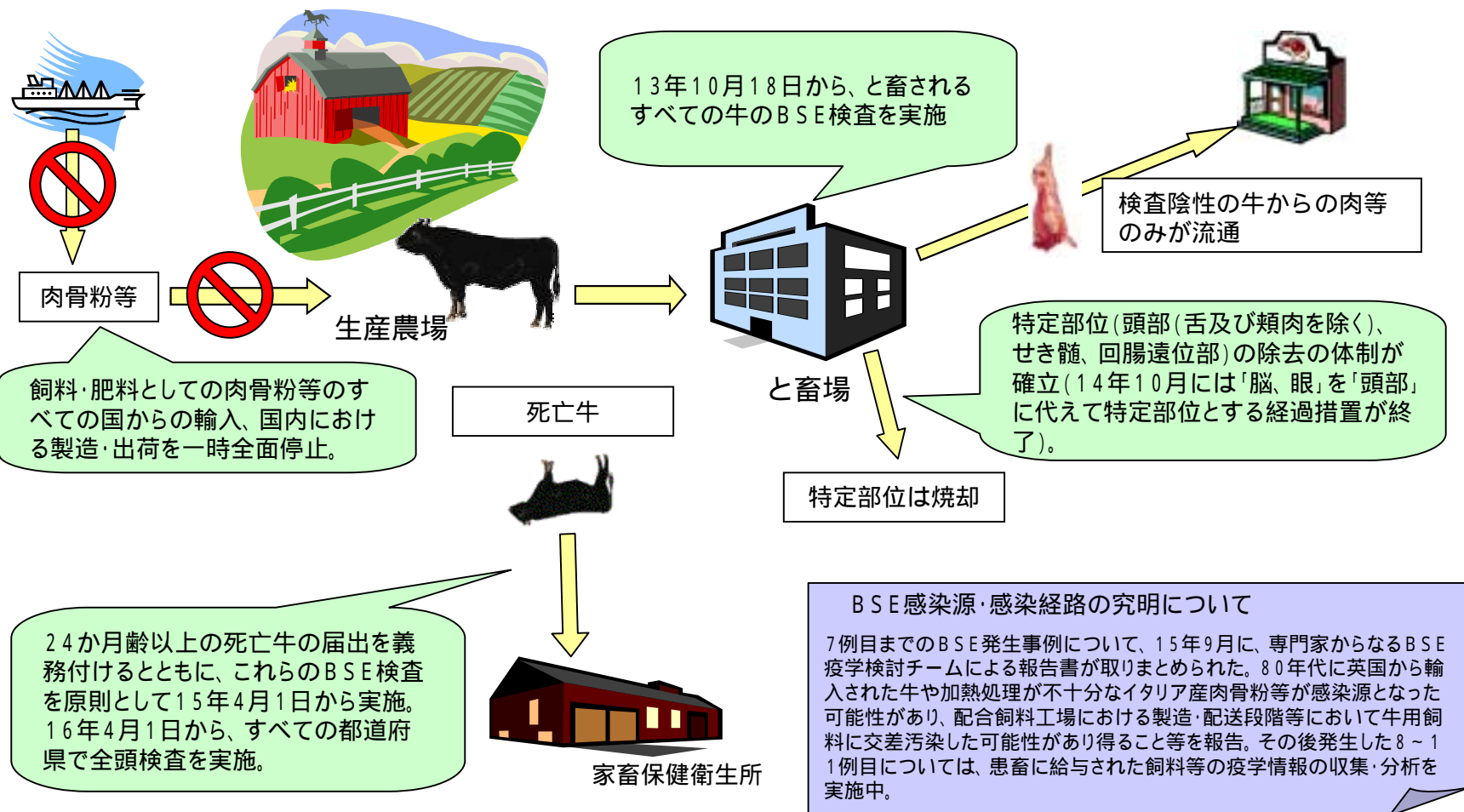
〔確認年月日〕	〔飼養場所〕	〔生年月日〕
1. 13年9月10日	千葉県白井市	8年3月26日生まれ (65か月齢)(疑似患畜59頭) 導入元：北海道佐呂間町
2. 13年11月21日	北海道猿払村	8年4月4日生まれ (67か月齢)(疑似患畜81頭)
3. 13年12月2日	群馬県宮城村	8年3月26日生まれ (68か月齢)(疑似患畜96頭)
4. 14年5月13日	北海道音別町	8年3月23日生まれ (73か月齢)(疑似患畜52頭)
5. 14年8月23日	神奈川県伊勢原市	7年12月5日生まれ (80か月齢)(疑似患畜37頭)
6. 15年1月20日	和歌山県粉河町	8年2月10日生まれ (83か月齢) 導入元：北海道標茶町 (疑似患畜33頭)
7. 15年1月23日	北海道網走市	8年3月28日生まれ (81か月齢) 導入元：北海道湧別町 (疑似患畜17頭)
8. 15年10月7日	福島県葛尾村、栃木県大田原市	13年10月13日生まれ(23か月齢) 導入元：栃木県塩谷町(疑似患畜116頭)
9. 15年11月4日	広島県福山市	14年1月13日生まれ (21か月齢) 導入元：兵庫県氷上郡(疑似患畜134頭)
10. 16年2月22日	神奈川県平塚市	8年3月17日生まれ (95か月齢) 導入元：神奈川県秦野市(疑似患畜0頭)
11. 16年3月9日	北海道標茶町	8年4月8日生まれ (94か月齢)(疑似患畜16頭)



1例目は、BSE検査で陽性が確認された年月日であり、2例目以降は確定診断された年月日

4 BSE対策の進捗状況

- ・ と畜場におけるBSE全頭検査体制の確立。
- ・ 肉骨粉等の飼料原料の給与規制等によるBSE感染経路の遮断。
- ・ 感染源・感染経路の究明。
- ・ 24か月齢以上の死亡牛についての届出義務とBSE検査体制の確立。



5 高病原性鳥インフルエンザ対策

・高病原性鳥インフルエンザについては、近年の海外における発生状況を踏まえ、「高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアル」(平成15年9月17日消費・安全局衛生管理課長通知)を作成するとともに、平成15年12月の韓国での発生拡大を受け、各都道府県等に対応の徹底を指示していたところ。1月12日に山口県において、我が国では79年ぶりとなる発生が確認され、その後、大分県及び京都府でも発生を確認。

・発生が確認された場合には、本病のまん延を防止するため、家畜伝染病予防法及び防疫マニュアルに基づき、発生農場におけるすべての飼養鶏の殺処分及び汚染物品の埋却、発生農場の周辺地域を対象とした移動制限等を実施。

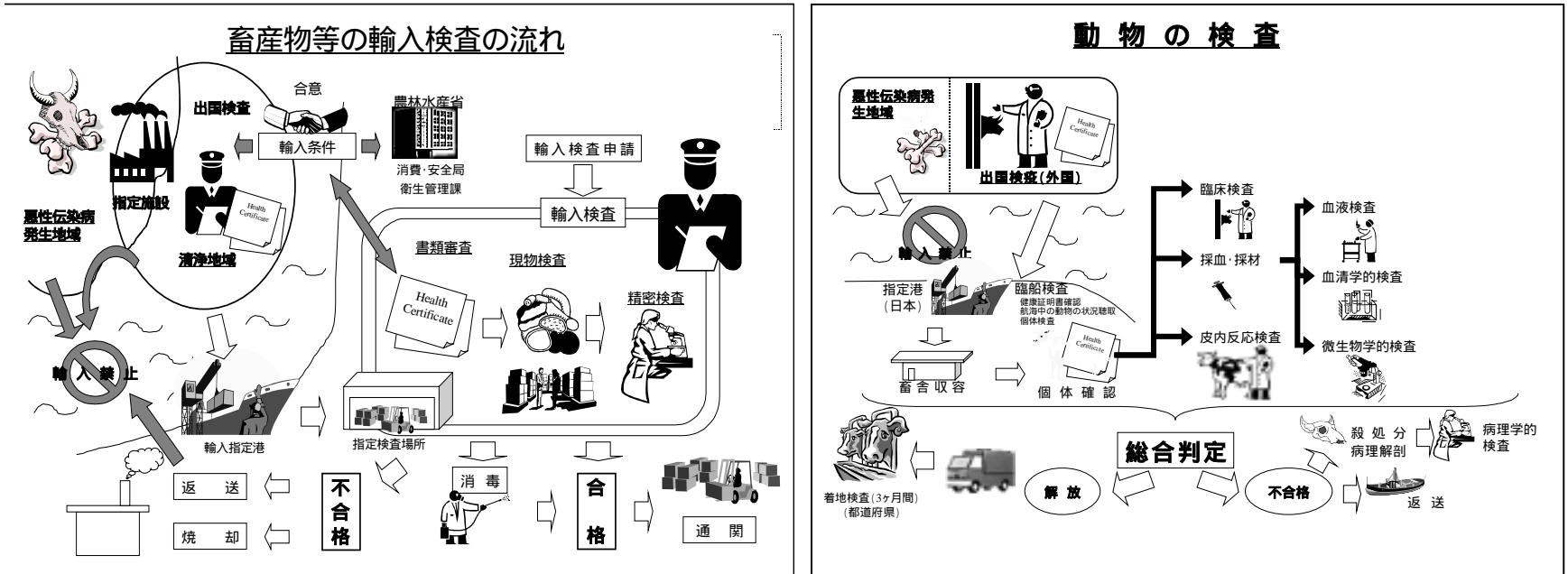


【高病原性鳥インフルエンザへの対応について】

- 1 経緯
- 平成15年 9月 海外で本病の発生がみられる中、防疫体制を強化するため「高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアル」を制定。
 (・発生時の防疫対応
 ・本病のサーベイランスの方法 等)
- 平成15年12月 韓国で本病が発生したことを踏まえて、防疫対応の徹底を養鶏業者に対し指導するよう都道府県に再度通知。
- 平成16年1月12日 山口県において79年ぶりに高病原性鳥インフルエンザが発生。
 (・発生農場：採卵鶏農場(飼養羽数：34,640羽)
 ・防疫マニュアルに基づき発生農場における全ての飼養鶏の殺処分、汚染物品の埋却、発生農場の周辺地域を対象とした移動制限等のまん延防止措置を実施。)
- 2月19日午前0時 移動制限区域内の清浄性が確認されたことから移動制限を解除。
- 平成16年2月17日 大分県において発生(第2例目)。
 (・飼養状況14羽(チャボ13羽、あひる1羽)
 ・汚染物品の埋却、発生農場の周辺地域を対象とした移動制限等のまん延防止措置を実施。)
- 3月11日午前0時 移動制限区域内の清浄性が確認されたことから移動制限を解除。
- 平成16年2月27日 京都府において発生(第3例目)。
 (・発生農場：採卵鶏農場(飼養羽数：225,325羽)
 ・養鶏業者の通報がなく、また、鶏が大量死した後も出荷を続けた結果、出荷先の食鳥処理場で他の鶏に感染するなど影響が拡大。
 ・発生農場における全ての飼養鶏の殺処分、汚染物品の埋却、発生農場の周辺地域を対象とした移動制限等のまん延防止措置を実施。)
- 3月 5日 第3例目の発生農場から北東へ4km離れた農場で発生(第4例目)。
 (・発生農場：アライ-農場 飼養羽数：14,996羽)
 (・発生農場における全ての飼養鶏の殺処分、汚染物品の埋却等のまん延防止措置を実施)
- 4月13日午前0時 移動制限区域内の清浄性が確認されたことから移動制限を解除。
- 2 政府の取組等
- 3月 2日 国内における本病の発生に関して、関係省庁の緊密な連携を確保し、政府一体となって対応するため、「鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議」を設置。
- 3月16日 鳥インフルエンザ対策に関する関係閣僚による会合により、まん延防止対策の徹底等を内容とする「鳥インフルエンザ緊急総合対策」を取りまとめ。
- 3月29日 農林水産省に「高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チーム」を設置。
- 4月~ 「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案」が5月26日に可決・成立。6月2日に公布・施行。
 (疾病発生時の届出義務違反に関するペナルティの強化
 移動制限命令に協力した畜産農家に対する助成の制度化 等)
- 6月30日 高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チーム報告書取りまとめ。

6 動物検疫の概要

- ・ 海外から輸入される動物・畜産物等を介して家畜の伝染性疾病が侵入することを防止することにより、我が国畜産の振興を図る。
- ・ 輸入される犬等を介して狂犬病が侵入すること及び輸入されるサルを介してエボラ出血熱及びマールブルグ病が侵入することを防ぐことにより公衆衛生の向上を図る。



【家畜防疫官数、機関数及び輸入畜産物等検査件数の推移】

年度(平成)	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年
家畜防疫官数(人)	262	265	268	271	283	299	312
機関数(力所)	23	23	23	23	24	24	24
輸入検査件数(万件)	46	47	47	46	44	44	-

注:定員は年度未定員、検査件数は年集計、15年の輸入検査件数は速報値。

7 海外のBSE発生に伴う措置

- ・平成13年1月以降、BSEの侵入防止のため、BSE発生国からの牛肉・肉骨粉等の輸入を停止。
- ・平成13年10月以降、すべての国を対象に肉骨粉の輸入を停止。
- ・カナダ及び米国におけるBSEの発生に伴いカナダ産及び米国産牛肉等の輸入を停止。

これまでの措置

ア BSEの侵入防止のため、平成13年1月以降、EU諸国等のBSE発生国からの牛肉・肉骨粉等の輸入を停止。

イ 我が国におけるBSE感染牛の確認後の平成13年10月以降は、すべての国を対象にBSEの感染源とされている肉骨粉の輸入を停止。

カナダ及び米国におけるBSEの発生

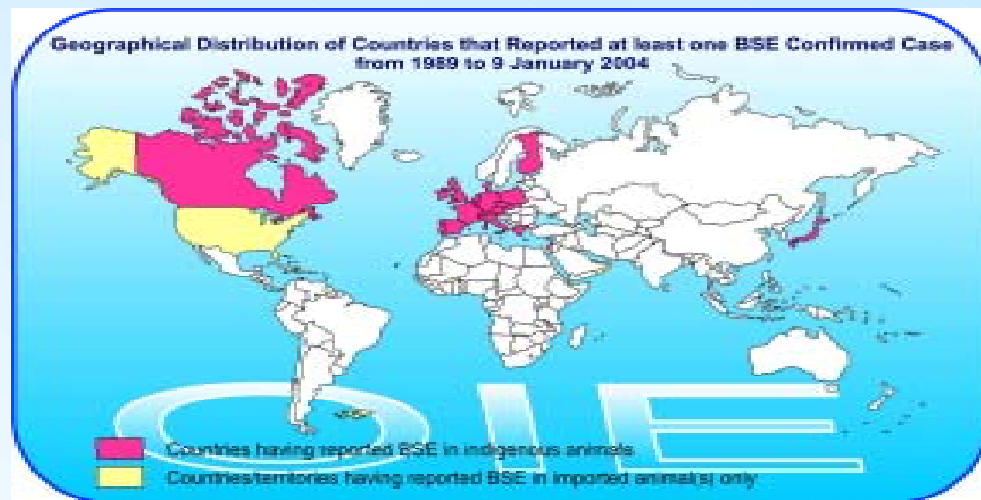
ア 平成15年5月、カナダでBSEが発生したことを受け、直ちにカナダ産牛肉等の輸入を停止するとともに、米国産牛肉について、米国内でと殺された牛の肉であることが証明された牛肉のみ輸入を認めることとした。

イ 平成15年12月24日、米国ワシントン州でBSEに感染したホルスタイン雌牛1頭が発見された旨の米国農務省の発表を受け、直ちに、米国からの牛肉等の輸入を停止。

現在、消費者の食の安全・安心確保を前提として、我が国と同様の措置が講じられることを基本として日米間の協議を行っている。

【世界のBSEの発生状況】(1989～2004年)

国際獣疫事務局(OIE)ホームページより



■ BSEの発生が報告されている国

■ 輸入牛でBSEの発生が報告されている国

8 米国 B S E 問題について

- ・ 日米牛肉貿易の再開に関しては、5月、6月、7月とこれまで3回のワーキンググループが開催され第3回会合の後、ワーキンググループからの報告を受けて、日米局長級会合を実施。
- ・ 我が国の消費者の食の安全・安心の確保を大前提として、早期に輸入再開できるように米国と協議。

1 経緯

- (1) 昨年12月の米国における B S E 発生確認を受けて、日本は直ちに米国からの牛肉等の輸入を停止したところ。
(食品衛生法の観点から厚生労働省、家畜伝染病予防法の観点から農林水産省が輸入停止)
- (2) その後、日米農相会談、日米会合、現地調査団の派遣等を行い、米国の B S E に関する事実関係・対策の把握に努めるほか、米国に日本の消費者の意識を説明するとともに、輸入についても、国産牛肉について講じているのと同じ措置を求めてきたところ。
(と畜場における B S E 検査・特定危険部位の除去は、厚生労働省の所管)
- (3) 食品安全委員会は、4月15日の公開会合で、国産牛肉の B S E 対策について検証を行っていく方針を示したところ。

2 状況

- (1) 4月24日に開催された日米会合の結果、本年夏を目途に米国産及び日本産牛肉の輸入再開につき結論を出すべく努力することについて合意し、日米の専門家・実務担当者によるワーキンググループ(WG)を設置して、B S E の定義・検査方法等専門的・技術的事項について議論を行っていくこととされた。
- (2) 第1回WGは5月18日、19日に東京で開催され、日米両国における B S E 措置に関する説明、これら措置に関する技術的・専門的事項に関する意見交換を行ったところ。
- (3) 第2回WGは6月28日～30日に米国で開催。第3回は7月21日、22日に東京で開催。

月日	出来事
12月24日	米国農務省は、ワシントン州の歩行困難牛について、B S E 感染確認を発表。
12月29日	<u>日米会合(食安委、外務、厚労、農水合同)</u>
12月30日	新たな B S E 対策を発表(施行は、本年1月13日) ・歩行困難牛のと畜禁止、30か月齢以上の牛について危険部位を除去など
1月15日	<u>日米農相会談(電話会談)</u> 日本の消費者の意識、国産牛肉に対する B S E 対策を丁寧に説明。
1月23日	<u>日米会合(食安委、外務、厚労、農水合同)</u>
2月5日	米国が招聘した国際専門家チームの米国 B S E 対策に関する報告書公表 米国の B S E 対策は、B S E 汚染状況調査、肉骨粉給与禁止など種々の面で不十分。今後、B S E が発生する可能性は高い。
3月15日	米国農務省は、国際専門家チームの指摘を踏まえ、一時的なサーベイランスの強化を発表 本年6月より、12か月から18か月の間、リスク牛(死亡牛、歩行困難牛など)についてできるだけ多く、また、高齢の健康牛について2万頭サンプリング検査。
3月25日	米国 C V O から75か国の C V O あて書簡 米国 B S E 対策を説明し、輸入制限措置の修正を要請
3月30日	<u>ヴェネマン農務長官より亀井大臣あて書簡</u> 日米 B S E 問題について O I E パネルで4月中に解決することを提案(4月2日不相当である旨返答)
4月10日	米国農務省は、B S E 民間全頭検査申請を認めない旨通告
4月24日	<u>日米会合(外務、厚労、農水合同)</u> 専門的・技術的事項を議論するWGの設置及び本年夏を目途に米国産牛肉及び日本産牛肉の輸入再開につき結論を出すべく努力することについて合意
5月18日、19日	<u>第1回日米WG(外務、厚労、農水合同)</u> 日米両国における B S E 措置に関する説明及びこれら措置に関する技術的・専門的事項について意見交換
6月28日～30日	<u>第2回日米WG(外務、厚労、農水合同)</u>
7月21日、22日	<u>第3回日米WG(外務、厚労、農水合同)</u>

9 海外の高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う措置

- ・ 海外からの鳥インフルエンザの侵入を防止するため、あらかじめ輸出国との間で、家きん、家きん肉等の輸入のための条件を取り決め。
- ・ 本年2月からは、ペット用鳥類についても発生国からの輸入を停止。

1 アジア地域の高病原性鳥インフルエンザに発生に伴う対応

- (1) 平成15年末からアジア地域において発生が拡大(韓国、中国、ベトナム、タイ、インドネシア等)
- (2) 当該国からの家きん肉等の輸入を停止中。
- (3) タイ及び中国については、我が国が指定した加工施設で加熱処理された鶏肉についてのみ輸入を再開。

2 米国における発生に伴う検疫対応

- (1) 平成16年2月、テキサス州で発生(コネチカット州他4州は弱毒タイプ)したことから、米国全土からの家きん肉等の輸入を停止。
- (2) 平成16年6月9日、強毒タイプの鳥インフルエンザの清浄性が確認されたことから、輸入停止措置を一部解除(コネチカット州、ロードアイランド州、デラウェア州、ニュージャージー州、メリーランド州及びテキサス州については、弱毒タイプの鳥インフルエンザの清浄性が確認されていないため、引き続き輸入停止)

3 カナダにおける発生に伴う検疫対応

平成16年3月、ブリティッシュ・コロンビア州で発生したため、カナダ全土からの家きん肉等の輸入を停止。

現在、輸入停止措置を講じている国等

(1) 香港	: H13(2001)	5/18~
(2) マカオ	: H13(2001)	5/24~
(3) イタリア	: H14(2002)	10/23~
(4) 韓国	: H15(2003)	12/12~
(5) ベトナム	: H16(2004)	1/9~
(6) 台湾	: H16(2004)	1/15~
(7) タイ	: H16(2004)	1/22~
(8) インドネシア	: H16(2004)	1/25~
(9) カンボジア	: H16(2004)	1/25~
(10) ラオス	: H16(2004)	1/27~
(11) パキスタン	: H16(2004)	1/27~
(12) 中国	: H16(2004)	1/27~
(13) 米国	: H16(2004)	2/7~6/9
(14) カナダ	: H16(2004)	2/20~
(15) オランダ	: H16(2004)	3/17~6/22

停止対象品目

- ・ 生体(鶏、あひる、七面鳥、うずら及びがちょう)
- ・ 上記動物由来の肉、臓器及びこれらの製品
- ・ 卵及び卵製品 等

(コネチカット州、ロードアイランド州、デラウェア州、ニュージャージー州、メリーランド州及びテキサス州については、弱毒タイプの鳥インフルエンザの清浄性が確認されていないため、引き続き輸入停止)

10 家畜衛生に関する情報の発信

- ・ 家畜伝染病が新たに発生した場合、国民・消費者に対し、家畜伝染病の特徴や食品としての安全性との関係等について正確な情報を迅速にわかりやすい形で提供していくことが重要。
- ・ 食品安全委員会、厚生労働省等と連携しつつ、日頃から家畜伝染病に関する正確でわかりやすい情報の提供、政府広報、インターネット等の多様な媒体の活用等の取組を一層強化。

家畜衛生に関するプレスリリースの実績
(平成15年7月1日～平成16年6月30日)

内 容	回 数	
	うち記者会見	
鳥インフルエンザ関係（国内）	79回	18回
国際検疫関係 （家きん肉の輸入停止等）	44回	7回
BSE関係（国内）	37回	10回
米国・カナダBSE関係	25回	7回
豚コレラ関係（国内）	16回	1回
その他 （審議会の開催、スクリュー [®] -の発生等）	13回	0回
合 計	214回	43回

衛生管理課調べ。

プレスリリースは農林水産省ホームページに掲載。

先般の高病原性鳥インフルエンザの発生に際し、消費者等へ迅速で正確な情報を提供するため、プレスリリースや記者会見に当たっては、鳥インフルエンザが食品を介して人に感染した例は世界的にも報告されていないことを繰り返し説明。



新聞広告(平成16年4月掲載)

鳥インフルエンザのまん延防止にご協力を

※鳥インフルエンザは、鳥類から鳥類へ、鳥類から人間へ、人間から人間へと感染する可能性があります。鳥インフルエンザが人間に感染する例は世界的にも報告されていません。鳥類が感染して死んだ場合、その肉や卵は、適切な処理を施すことで安全に消費することができます。

正しく知ってください。鳥インフルエンザのこと。鶏肉、卵が安全なこと。

このまま鶏肉や卵を食べて、人に感染する心配はありません。

人に感染する可能性は極めて低いと考えられています。

肉の食べかすや羽毛の処理を適切に行い、鳥類が再び感染しないようにしてください。

4月3日読売新聞、朝日新聞、産経新聞、毎日新聞、日本経済新聞

4月3日読売新聞、朝日新聞、産経新聞、毎日新聞、日本経済新聞